

要望書

①	<p>日頃より放課後ルーム事業の推進については、かねてより特段のご配慮いただき心より御礼申し上げます。</p> <p>今後も放課後児童健全育成事業は、公設公営の放課後ルームで運営して頂くようお願いいたします。</p> <p>入所不許可の児童が適切な民間業者を利用できるように、委託の要綱などを定めてください。</p>
②	<p>「子ども・子育て支援事業計画」の量の見込みと確保方策に大きな乖離が発生しております。</p> <p>2016 年度以降、確保方策が量の見込みを上回る計画になっていますが、2016 年度の実績では、逆に 327 人の不足になっております。</p> <p>この計画を早急に見直してください。また計画に放課後ルーム関係者の声を反映できる策定手順としてください。</p> <p>今年度は 6 小学校での増設が予定されていますが、4 月時点では 13 小学校で、低学年での待機が発生しております。</p> <p>a) 3 年生以下で待機が発生しているルームについては具体的な増設計画を示してください。特に深刻な、小栗原・若松・葛飾・中野木については、早急に対応してください。</p> <p>b) 児童ホームなどの既存の施設利用も視野に入れてください。</p> <p>c) 民間保育園・幼稚園等の社会資源や民家・アパートなどの活用をさらに検討してください。</p> <p>d) 新設された放課後児童クラブ送迎支援事業を活用し、学区外の放課後ルームへの送迎事業を行ってください。</p>
③	<p>大規模なルームでは、一ヶ所に多くの子どもが生活しています。支援員が活発な児童に気を取られ怪我の危険が増加します。支援員と言葉を交わせる子とそうでない子の差が大きくなり、おとなしい子どもに寂しさや不安感を与えます。それが理由でルームに行きたくないと言う児童は多くいます。中には、退所する児童も少なくありません。これでは保護者の就労が保障されないばかりか、子どもたちの人権がないがしろにされている状態です。</p> <p>a) 国の基準は、[定員＝面積÷1.65 m²]ですが、船橋市は当面[定員＝面積÷1.5 m²]を残すとしています。</p> <p>「当面」の目処を明確に示すとともに、解消計画を立案し、公表してください。</p> <p>b) 入所児童数が毎年 40 名を超えているルームは早急に分割し、増設計画に盛り込んでください。</p>

	<p>放課後児童クラブ支援事業(障害児受入推進事業)、障害児受入強化推進事業を活用し、障がいをもった児童の受け入れに必要となる専門的知識を有する支援員を採用し、配置してください。</p> <p>この事業を利用できない理由があるならば、説明してください。</p> <p>a) 障がい児や発達支援児に関する研修を増やしてください。</p> <p>b) 新設・増設のルームはバリアフリートイレ、スロープの設置をしてください。また、既設のルームも順次、バリアフリー化を進めてください。</p> <p>c) 該当する児童がいる場合、園長や支援員が学校との情報共有を定期的に行うよう義務付けてください。</p> <p>省令でも「利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。」と定められています。</p> <p>d) 施設支援員の採用数を増やして、巡回の頻度を高めてください。</p>
⑤	<p>支援員が慢性的に不足子どもの安全な生活が脅かされています。</p> <p>a) 非常勤職員の待遇を抜本的に改善しなければ、人材確保は困難です。</p> <p>時間給は改善されましたが、近隣の自治体と比較してもまだまだ十分とは言えません。更なる改善を要望します。</p> <p>b) 放課後児童支援員等処遇改善等事業を活用し、常勤職員を配置してください。</p> <p>この事業を利用できない理由があるならば、説明してください。</p> <p>c) 支援員の配置基準を保護者にも公表してください。</p>
⑥	<p>保育園の開所は7:00ですが、放課後ルームは8:00開所です。新一年生にとっては、この1時間の差が大きな問題となります。</p> <p>保護者が児童より先に出社し、児童だけで戸締まりをして家を出ることは困難です。そのため家と一緒に出た後で、遠回りをしてルームに向かったり、やむなく開所前の校庭で過ごす児童も少なくありません、長期休暇などの一日開所日は、朝の保育開始時刻を7:00からに早めてください。</p>
⑦	<p>保護者会は、保護者と支援員、または保護者同士が話し合える貴重な機会です。保護者が時間を割いて出席しようと思える価値がある内容を毎回工夫してください。長期休みの持ち物の注意など一方的な連絡だけであればプリントの配布で十分です。</p> <p>a) 児童のプライバシーに配慮した範囲内で、日々の保育から実践報告を盛り込んでください。</p> <p>b) 保護者への一方的な依頼でなく、一緒に考えて問題を解決できるよう、良い方法を問いかけるようにし、保護者に発言させてください。</p>

放課後児童クラブ運営指針の内容を、放課後ルーム支援員の業務としてマニュアル化し、徹底してください。

運営指針には、

1. 学校との連携
2. 保育所、幼稚園等との連携
3. 地域、関係機関との連携

が必要とされています。これは、担当課と支援員の努力だけでは不十分です。

⑧ 全市が、組織的に対応できる体制を示してください。

運営指針では、

「事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する。」

「災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に(少なくとも年2回以上)訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。」

と定めています。

このマニュアルは、保護者にも公開してください。

また保護者の安否確認を含めた防災訓練を定期的実施してください。

以上